

認定特定行為業務従事者認定証に関するよくあるご質問(電子申請)

Q1.申請先について

Q1-1 事業所は東京都にあります。他県に在住の介護職員の認定は、他県に申請するのですか？

A お見込みのとおりです。
従事者の住民票がある道府県に申請してください。

Q1-2 事業所は他県にあります。介護職員は都内に住んでいますが、従事者の認定は東京都に申請するのですか。

A お見込みのとおりです。
勤務先が他県であっても、住民票が東京都にある場合は東京都福祉保健財団に申請してください。

Q1-3 従事者認定を受けた当初は東京都に住んでいました。
この度埼玉県に引っ越しましたが、変更の届出は埼玉県で行えばよいですか。

A 変更が必要な従事者認定を受けた東京都に届出てください。

Q1-4 神奈川県に住んでいます。最初に従事者認定を受けたときは東京都に住んでいました。
この度新規で研修修了証明書を取りましたが従事者認定の申請はどこに出せばよいですか。

A 新たに申請がある際は、現在お住まいの神奈川県に新規申請をしてください。

Q2.申請内容について

Q2-1 研修修了証明書に記載されている氏名と、住民票に記載されている氏名とでは、苗字が異なるのですが、同一人物である証明のための追加書類等は必要ですか？

A 下のお名前と生年月日が同一であることをもって同一人物であると判断しますので、必要ありません。

Q2-2 氏名について、外字入力ができないがどうすればよいですか？

A 氏名の外字が入力できない場合は、常用漢字で入力して送信してください。東京都・東京都福祉保健財団にて住民票等と照合し、可能な場合は変更入力を行い、従事者認定証等を外字を用いて発行します。

Q2-3 研修修了証明書に記載されている氏名は通称名のため、本名と違います。同一人物である証明の為の追加書類等は必要ですか？

A 追加書類等は不要です。
なお、認定証は住民票に記載されている氏名(本名)で発行されます。

Q2-4 研修修了証明書の本人氏名が通称名で記載されています。従事者認定証も通称名で発行できますか？

A 従事者認定証の氏名表記は住民票に記載された氏名になります。
住民票に通称名の記載がある場合は「本名(通称名)」の形になります。

Q2-5 従事者認定証の交付申請は、事業所がまとめて申請してよいですか？

A 可能です。
ただし、申請の際、申請内容に間違いがないか必ず本人に確認してから申請してください。

Q2-6 申請した内容を修正したい場合はどうすればよいですか？

A 一度申請した内容を申請者が修正することはできません。東京都福祉保健財団にお問い合わせください。

Q2-7 申請後に、申請を取り下げることができますか？

A 一度申請いただいた内容を申請者が取り下げることができません。東京都福祉保健財団にお問い合わせください。

Q2-8 特定の者対象の新規申請を行います。私1人に対して対象者が8名の組合せで申請をする場合、必要な申請方法を教えてください。

A 従事者認定【新規申請】(第3号:特定)では、申請者(介護職員)1名に対して10名の対象者を入力できます。10名を超える場合は2回に分けて申請いただく必要があります。誓約書と住民票の写しは各申請ごとにデータをアップロードしてください。

Q2-9 修了証明書発行研修機関名には何を入力すればよいですか。

A 修了証発行研修機関名の欄には、研修修了証明書の発行機関名を入力してください。

Q2-10 電子申請でも申請者とりまとめ票は必要でしょうか。またレターパックの添付の必要はありますか。

A 電子申請ではとりまとめ票の提出は必要ありません。また、レターパックも財団で用意します。(紙申請は従来のとおり、とりまとめ票とレターパックの提出が必要です。)

Q3.住民票について

Q3-1 住民票の写しとは、コピーでよいのですか？申請で一度画像をアップロードしたものは、6か月以内発行であれば別申請でも再度用いることができますか？

A コピーは不可です。ここでいう写しとは「住民票の原本(役所にあるもの)の、写し」という意味になりますので、役所で交付された書類をカメラ等で撮影し、アップロードしてください。撮影した画像は、発行から6か月以内であれば、異なる申請にも用いることができます。

Q3-2 既に従事者認定を受けています。今回、新しい利用者との組合せで新規申請を行う場合、以前提出した住民票の写しと内容に変更がなければ、添付の省略は可能でしょうか？

A 省略することはできません。再度の提出をお願いします。

Q3-3 住民票の写しには、何が記載されていけばいいのでしょうか？本籍、家族の情報、続柄、マイナンバー等も必要ですか？

A 申請者の氏名、生年月日、現在の住所が記載されていけば結構です。なお、個人情報保護のため、マイナンバーが記載された住民票については、付箋で隠す等見えない形にした画像を添付してください。

Q4.変更・再交付について

Q4-1 氏名と住所が変わりました。
変更の届出が必要な認定証登録番号は6件あります。「従事者認定【変更申請】」は何件まで入力が可能ですか。

A 「従事者認定【変更申請】」画面では、認定証登録番号5件まで入力が可能です。5件を超える場合は、5件までを申請し、残りを再度5件単位で申請してください。添付書類については、同じものを使用して構いません。

Q4-2 氏名と住所が変わりました。
変更届出の「1. 申請者(従事者)の情報入力」には「変更前」または「変更後」のどちらの内容を入力すればよいですか。

A 「1. 申請者(従事者)の情報入力」の氏名、住所欄は「変更前」の内容を入力してください。

Q4-3 氏名が変更になりました。氏名の変更が発生する場合の提出書類として「氏名変更が記載された公的書類」が必要とありますが、この「公的書類」とはどのようなものですか。

A

- ・新姓と旧姓が載っている運転免許証(表面・裏面)
- ・マイナンバーカード(表面(顔写真が載っている面))
- ・旧認定証で旧姓が確認できる場合は、「新姓のみが記載されている公的書類」(住民票(マイナンバーが記載されていない又はマスクしてあるもの)でも代用可能)

Q4-4 氏名が変更になりました。旧姓の認定証(原本)は持っていても大丈夫でしょうか。

A 変更の届出にあわせて、財団への送付をお願いします。
電子申請に限り、知事公印を裁断したことがわかる画像を申請画面に添付いただき、財団で無効となったことが確認できれば送付を省略できます。

Q4-5 変更届を提出したいのですが、添付が必要な認定証の原本をなくしてしまいました。どうしたらよいですか

A 財団にお問い合わせください

Q4-6 従事者認定証を失くしてしまったので再交付申請をしたいのですが、認定証登録番号と発行年月日がわからない場合は空欄でよいですか。

A 財団にお問い合わせください